

大阪医科薬科大学 手術手技開発センター規程

(令和4年12月13日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学学則第50条に基づき、大阪医科薬科大学手術手技開発センター（以下、「センター」という。）を設置するために必要な事項を定める。

(趣 旨)

第2条 センターは、「死体解剖保存法」、「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」並びに「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に基づき、医師等による遺体を使用した手術手技研修の企画に関する支援、遺体の準備と調整、研究実施等のサポートを通じて教員の手術手技向上、新たな手術手技の研究・開発に寄与する。

(業 務)

第3条 センターは医学部及び医学研究科の各教室、各診療科と連携して次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 遺体を使用した手術手技の実地訓練、遺体の使用に関する留意事項等の研修に関する事項
- (2) 手術手技の研究に関する事項
- (3) その他、センターの目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 技術員
- (4) その他、理事長が必要と認める職員

2 センター長は、理事長が委嘱する。

(センター長等の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 副センター長は、センター長を補佐しセンター長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、大阪医科薬科大学手術手技研修センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項に関すること。

- (2) 手術手技研修の具体的方策に関する事。
 - (3) 手術手技の教育・研究及び開発に関する事。
 - (4) 手術手技研修の安全管理に関する事。
 - (5) センターの運営等経費に関する事。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター長の指名する病理・解剖系の教員 若干名
 - (4) センター長の指名する外科系の教員 若干名
 - (5) 医学事務課長
 - (6) 研究推進課長
 - (7) 医療総合研修センター課長
 - (8) その他、センター長が指名する者 若干名
- 4 前項第3号から第5号まで及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた際の委員の任期は前任者の残存期間とする。
- 5 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はセンター長をもって充て、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 9 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 10 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(利用料)

第7条 センターを利用する者は、センターの運営費及び利用に係る経費を負担しなければならない。

- 2 利用料に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 センター及び運営委員会の事務は、研究推進課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年6月13日から施行する。